

ておりますので、五百万円を増加して
最小限の補充をいたすこととしたので
あります。

なにとぞ慎重御審議の上、御賛同あ
らんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に對す
る提案理由の説明は終りました。

○小笠原委員長 次に農業災害補償法
の一部を改正する法律案を議題とし、
その提案理由の説明を求めます。坂本
政府委員。

農業災害補償法の一部を改正する
法律案

農業災害補償法の一部を改正す
る法律

農業災害補償法（昭和二十二年法
律第八十五号）の一部を次のよう
に改正する。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 この章中「行政庁」とあ
るのは、第五十三條の場合及び「法
令に基いてする行政庁の処分」と
ある場合を除いて、農業共済組合
については都道府県知事、農業共
済組合連合会については主務大臣
とする。但し、農業共済組合連合
会については、第七十八條、第七十
九條及び第八十條第一項中「行政
庁」とあるのは、都道府県知
事をも含む。

第八十四條第一項第一号中「及び
病害」と、病虫害及び鳥獸害に「改
め、同項第二号中「蚕兒の病害及び
風水害、干害、凍害、ひょう害、雪
害その他気象上の原因（地震及び噴
火を含む。）に因る災害に因る桑葉の
減収」と「蚕兒の風水害、地震又は噴
火に因る災害及び病虫害並びに桑葉

の風水害、干害、凍害、ひょう害、
雪害その他気象上の原因（地震及び
噴火を含む。）に因る災害及び病虫害
に因る減収」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、第八十四條第一項第一号
の改正規定は、麦については、昭和
二十五年秋まきのものから適用す
る。

理由

共済事故に虫害等を加えることも
に、これに伴つて、事業実施上適切な指
導を行うため、農業災害補償法の一
部を改正する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○坂本政府委員 農業災害補償法の一
部を改正する法律案の提出理由を御説
明いたします。

農業災害補償法は、実施以来二箇年
を経過いたしました。その間不幸に
して、台風の連続、冬季温暖という異常
の現象、さらにはこれに伴つて、各地
方にいもち病等の頻発を見るに至り、こ
れがため水稻、陸稻及び麦並びに蚕繭
の共済金の支拂総額は、昭和二十三年
度は二十八億八千九百九十九万四千
圓、昭和二十四年度は七十七億圓が見込
まれるに至つたのであります。農家は
これらの共済金を直接生活費あるいは
肥料、資材、農業等の購入費に充て、
あるいはまた農業手形の担保として生
産資金の獲得に利用し、再起の道を講
じているのであります。農業災害補償
制度は、かくいたしまして、民主的農
村社会の基礎たる独立自営の農業経営
の安定をはかり、あわせて農業生産の
発展に寄與することを目的としたす。

のでありますから、特に近年における
災害の頻発と逼迫せる農村経済の窮状
を注視いたし、この際、共済の対象と
して、農作物共済の共済事故に虫害及
び鳥獸害を加え、蚕繭共済の共済事故に
蚕兒の風水害、地震、噴火、虫害及び桑
葉の病虫害を加えますとともに、従来
の都道府県知事の権限に、新たに農業
共済組合連合会に對する業務報告徴
收、会計検査等に関する監督上の権限
を加えまして、事業の拡充をはかりま
すとともに、これに伴い一層適切な指
導を期することとしたのであります。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○坂本政府委員 農業災害補償法第十
二條第三項の規定の適用を除外する法律
の一部を改正する法律案につきまして、
その提出理由を御説明いたします。

この法律案の内容は、農業災害補償
法第十二條によりまして、食糧管理特
別会計は、水稻、陸稻、麦の農作物共済
の共済掛金の一部を、農業共済再保險
特別会計に繰り入れて負担いたします
とともに、この負担金を食糧の売
渡価格の中に繰り込みまして、
消費者に負担させるように定め
ていたのであります。第五国会にお
きましては、これに對する臨時立法と
して、農業災害補償法第十二條第三項
の規定の適用を除外する法律を制定し
た。昭和二十三年、二十四の兩年度に
おける食糧管理特別会計の負担金を消
費者価格に繰り込まないことにいたし
たのであります。昭和二十五年度に
おきまして、これと同様の措置を講
じたのであります。

○小笠原委員長 次に農業災害補償法
第十二條第三項の規定を除外する法律
の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項
の規定の適用を除外する法律の一
部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の
規定の適用を除外する法律（昭和二十
四年法律第四十六号）の一部を次
のように改正する。

「昭和二十三年度及び昭和二十四
年度」と「昭和二十三年度、昭和二十
四年度及び昭和二十五年年度」に改め
る。

○小笠原委員長 それでは肥料配給公
団令の一部を改正する法律案を議題と
して、その質疑に入ります。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○井上（長）委員 ちよつと議事進行に
関して発言をしたいのです。御承知の
通りすでに前委員会において種苗法の
一部を改正する法律案、農業改良助長
法の一部を改正する法律案が提案さ
れ、これが質疑続行中でありました。従
つてこれらの案件の質疑を先に終り
たしまして、それから本日提案になり
ました今委員長がお諮りになりました
案件を、順次片づけて行かれるように
やられた方が進行上都合がいいのじや
ないかと考えますが、そういうように
おとりはからいを願ひたい。

○小笠原委員長 速記をやめてくだ
さい。

○小笠原委員長 速記を始めてくだ
さい。

○小笠原委員長 それでは肥料問題の
質疑をあとまわしにいたしまして、前
会に引続いて農産種苗法の一部を改正
する法律案、及び農業改良助長法の一
部を改正する法律案を一括議題として
質疑を継続いたします。井上君。

○井上（長）委員 農産種苗法の一部を
改正する法律案に関連して質疑をいた
したいと思ひましたが、私が要求して
あります資料が午後にならなければ出
ないそうでありましたから、この法に關
しましてはその後資料が出ました上で
質疑をいたすことにいたしました。農
業改良助長法の一部を改正する法律案

公団令の一部を改正する法律案の質疑
を行いたいと思ひます。

○小笠原委員長 それでは肥料配給公
団令の一部を改正する法律案を議題と
して、その質疑に入ります。

○井上（長）委員 ちよつと議事進行に
関して発言をしたいのです。御承知の
通りすでに前委員会において種苗法の
一部を改正する法律案、農業改良助長
法の一部を改正する法律案が提案さ
れ、これが質疑続行中でありました。従
つてこれらの案件の質疑を先に終り
たしまして、それから本日提案になり
ました今委員長がお諮りになりました
案件を、順次片づけて行かれるように
やられた方が進行上都合がいいのじや
ないかと考えますが、そういうように
おとりはからいを願ひたい。

○小笠原委員長 速記をやめてくだ
さい。

○小笠原委員長 速記を始めてくだ
さい。

○小笠原委員長 それでは肥料問題の
質疑をあとまわしにいたしまして、前
会に引続いて農産種苗法の一部を改正
する法律案、及び農業改良助長法の一
部を改正する法律案を一括議題として
質疑を継続いたします。井上君。

○井上（長）委員 農産種苗法の一部を
改正する法律案に関連して質疑をいた
したいと思ひましたが、私が要求して
あります資料が午後にならなければ出
ないそうでありましたから、この法に關
しましてはその後資料が出ました上で
質疑をいたすことにいたしました。農
業改良助長法の一部を改正する法律案

業改良助長法の一部を改正する法律案

に閣議して質問をいたしたいと思いま

す。
農業改良局の現在行つておりますい

ろいろな重要な事業がございますが、

改良局長は見ておられますか。

○小笠原委員長 改良局長は南方に行

かれて代理が参つております。

○井上(良)委員 それでは農林政務次

官からお答えを願いたい。なおおわか

りならぬ点は事務当局から御説明を

願いたいのでありますが、この法律案

が議案に提案をされますときに、御承

知の通り農業改良局なるものが新しく

農林省に設置されて、従来ございました

農業の試験研究機関というものを統

合いたしました。資金とか施設とか人

員とかいろいろを有効に活用しまし

て、民主的な、効率的な試験研究機関

を組織確立する、こういう一つの農業

改良の試験研究に関する重大な方向が

示されたのでありますが、この農業に

関する試験研究機関の整理統合の状

況、そして現在どういう方針で

どういう統合の実際が行われて

おるかということについて、おわかり

でございますたら、御説明願いたいと

思います。

○坂本政務次官 ただいまの御質問に

対しては、事務当局から詳細をお答え

申し上げます。

○三宅説明員 井上委員の御質問に私

からお答えを申し上げます。試験研究

機関の整理統合につきましては、過去

三年にわたりました。よく準備を

いたしました。ようやく成果を得まし

て、この四月一日から実行に移る運び

に相なりました。試験研究機関と申し

まして、国立のものと都道府県立の

ものと二つに分かれるのでございま

す。国立のものについてはこれを二種

類に分けて、従来の中央にある農

事試験場あるいは畜産試験場、開拓研

究所、園芸試験場、茶業試験場、こ

ういった各種技術を主体とした各試験

研究機関は、相互に試験研究の重複等

も見られますので、これを農家の要望に

応じますような形で試験ができるよ

うに統合いたしましたのであります。中

央にその名前を農業研究所といたしま

して、一つの研究所というものに統合

いたしました。そこでは主として基本

的な試験研究をいたします。さらに地

域的な問題がたゞございします。さ

らで、そういったものは全国を七地域

に分けて、各地域に地域農業試験場

というものを設けて、これは従

来の農事試験場の支場でありま

す。あるいは畜産試験場の支場であ

りま

すとか、あるいは園芸試験場の支

場とか、開拓研究所の支所とかい

つたものが各地域にありましたものを一

統統合して、一つの地域に一つの

農業試験場、そしてお互いに連絡をと

つて、試験の結果が早くかつ能率的に

上るよう計画をいたした次第でござ

います。なお都道府県の試験場につ

きましては、これは地方自治法の関係

上、中央から指図をすることはでき

ませんが、一応各県の事情を調査し

て、相談をいたしまして、国の試験

研究等と重複をしないように、その

地方々々の実情に適した試験をする

試験場に組

みかえて行くようにお勧めをいたし

まして、これは県の方にそういった案

をお示しいたしました。その結果とい

たしまして、大体従来地方の都道府

県立の農事試験場が二百六十二

ございしたものを、大体百四十八

に整備されて行く予定になってお

ります。なおそのほかに農事改良

実験所というものを国が持つてお

りまして、これが全国に約八十五

ございした。これは特に立地的に

必要な場所に試験をやつてお

りまして、この改良実験所は設備

が十分でございまして、ただ立

地として必要でありまして、ただ

割合に小さいのであります。ただ

立地として必要でありまして、

できるだけ地方に移管をする。ど

うしても国でやらなければならぬ

ものは、国が地域農業試験場に

統合いたします。その他のものは

府県の方に移管をする。た

だ予算的措置の関係上、この改良

実験所の地方移管は明年度からは

実行がで

きない。一応一年間の現状のまま

で進むという方針になってお

ります。なおこういった結果によ

りまして、改良局といった結果に

よって、改良局といたしまして、

各試験研究の現

状並びに将来の計画について、

それぞれ分野における研究企画

というものを設けまして、その研

究企画が全

国の試験研究の進行状況、ある

いは今後は試験研究が重複をし

て、いたすに試験研究が重複を

し、あるいはむだな試験を各所

でやるというふうな、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

る。このことにより、今後はでき

応じないようではございますが、漸次いい人を補充して行くという方針で進めておりますので、まず明年度は二千五百人というところで一応予算をとっております。御了承願います。

○井上(寛)委員 非常にのりいやり方で、御承知の通り、今日わが国の農業が一体どういう地位に立っているかというところは、申すまでもないことであるとして、急速に農業生産力を高める施設が要請されておることは、申すまでもないことであるとして、その一番基礎でありますところの農業改良に關する経費というものが、はなはだどうもまま子扱的な状態に置かれておる。この点については政務次官はどうお考えになりますか。あなたは常に口を開けば農業の危機を唱え、農業生産を飛躍的に増強せなければならぬと言いつつ、この基本的な一番大事なこれらの問題が、今御説明のように三年後を待たなければ一町村に一人の普及員さえ置けないというような状態で、現在のわが国の農業が世界農業に巻き込まれる事態になつておるのですから、この事態を見て政府当局としてはもつと本腰を入れなければいかぬと思ひますが、これに対する所見を伺ひたい。

いま一つ伺つておきたいのは、今農業改良局の方で低位生産地改良事業というのを実施しておりますが、これは非常に大事な仕事でございまして、これを實際行つております内容、そうしてそれが完了いたしますとおよその時期、これはわが国将来農業の基本的な要素がここから生まれて参るのであります、これに対する具体的な説明を

願ひたいと思ひます。

○坂本政府委員 お答えを申し上げます。ただいま井上委員から、わが国農業の現状から見まして、どうしても生産力向上しなければいけない。その意味において、一つは高次の生産力の向上、さらにまた技術的な向上をはかるために、優秀なる改良普及員の充実に先決問題ではないかというお話があるたのであります。この点は私もまづたく同感であります。従ひまして、ただいま事務局からお話を申し上げましたように、少くとも一町村において一名を標準として普及員を確保するというところにつきましては、いろいろ今予算の措置等につきましては努力いたしておるのであります。はなはだ遺憾ではあります。本年度におきましては二千五百人程度しか一応見込み得ない現状であります。これは国家全体の財政の上から見ましてやむを得ないことであらうかと思ひますが、なおわれわれといつたしましては十分努力をいたしまして、この普及員の充実に上という面につきましては、一層の努力をいたす考えであります。

○井上(長)委員 ちよつと坂本さん、伺ひますが、あなたのお話ですが、本年二千五百人しかふえないのです。あなたはそういうおろそかなことを考へておるから間違つて来る。

○坂本政府委員 ただいまの点は井上委員のおつしやるように訂正いたします。

○三宅説明員 低位生産地改良施設につきましてお答えを申し上げます。この施設につきましては、約二千三、四

百万円の予算で過去数年間やりまして、本年度で一応一般調査が完了いたしまして、目下一般調査の作図をいたしております。その調査に基きまして、明年度からは今度はその低位生産の原因をなお究明いたしまして、さらにその地帯のそれについての改良試験をするという、それらの地帯における特殊調査に入ります。これを五箇年計画でやろうと思つております。御了承願ひます。

○寺島委員 関連してちよつと、農業改良局長がおいでになりませんので、説明員の方にお伺ひしたいのであります。

日本農業の国際的孤立が論ぜられるや久しい。しこうしてこの声に呼応して農林省に農業改良局ができたことは、私の説明をまたないのであります。最近原子科学時代の登場によりまして、米国等においては、原子爆弾の副産物であるアイソトープを農業に利用いたして、飛躍的農業の生産効率をあげておる。論者二つの説をもちまして曰く、すなわちアメリカ農業の飛躍的増大の第一点は、土地改良事業の進捗であり、第二はこのアイソトープによる肥料土壌の効率的改良が完成せられておるがゆゑに、アメリカ農業が飛躍的に向上いたしておる。こういうことを私も身近かに聞くのであります。かかる問題に対する農林省事務局の準備並びに進捗の見解をまず第一にお伺ひしたい。

○三宅説明員 実は改良局長が目下ラングーの会議に行つておりましたので、ございしますので、私からお答え申し上げます。

ただいまの問題は、私どももいたしましては、できるだけ農業を科学的に進めまして、増産なり、あるいは農家の水準を高めることに努力しております。ただいまお話をいたしましたアイソトープの問題でございしますが、最近アメリカでそういう方面の研究が非常に進んでおるといふことは承つております。そこで私どもの方といたしましては、理化学研究所並びに東京大学の方に委託いたしまして、そういうものを農業に使う方面の研究を始めております。なおこの問題につきましては、文部省の方の科学試験研究費の方から実は費用をもちつております。それでこの試験に着手することになつておりますが、なおまたアメリカのそういう進歩状況につきましては、機会がございましたらば、科学者をあちらへ出して現地の事情等を調査させたいと思ひます。

○寺島委員 ただいまの御説明では隔靴搔痒の感が非常に深い。この問題はすでに昨年の一月にシカゴ大学の教授であるユレイ教授から、瞠目すべき意見の発表を見ておる。たとえば隣接であるPの肥料の肥料効率が何月何日にどういふふうになつてきて、何月何日にはこれが結果状態にどういふふうになつて来る。また日本のような酸性土壌の地帯においてはどういふふうにこれがきくかということが、事明細にすでにそれはアルバイトとして発表せられておる。農林省の農業改良局に職を奉ずる説明員の方に、これより先、すなわち理化学研究所に依頼し、あるいは文部省の調査費にまつというこ

とでは、これはまずく日本農業をして世界農業から孤立させる原因を深めるであらうと思ひますから、かかる農業技術改良に關する御考慮をめぐらせる際に、どうぞこれは政務次官を通じて、大臣にもお願いするのであります。が、おそろく三三年を出でずして、このアイソトープにある肥料と並びに土壌の革命時代が参りますことは、もはや明々白々の事実でありますので、これに対する深甚なる考慮と、予算的措置をお願いいたしまして、あまり深入りしてどうかと思ひますので、この辺でやめておきます。

○河野(健)委員 この機会に種苗法の一部改正の問題で、ごく簡単に一、二お伺ひしたいと思ひます。

今御提案の種苗法の改正につきましては、相当改善されたということでは認めますけれども、ただこの改正案だけではまだ根本的に改善されぬ問題が依然残つておる。それは現在種苗業者において行われておるところの悪といふものを、これでは徹底的に排除できない。農家を食ひ、また政府を食つておるところの一部種苗業者の悪といふものについては、すでに御存じのはずであります。一例をあげるならば、政府から種苗のわくをもらひまして、これを農家の個々の農家に委託栽培させて、とれました大根の種を他統制外の種は、これを種として売らずにやみの油として売る。しかもそれによつてできたかすのときは、これを油かすとして、農家にこまかして肥料として売るといふようなことが、相当たくさん広範囲に行われておる。また白菜の種の中に菜種の種をまぜて、統制外

の油として菜種の種の横流しをしておるといふ事があるのです。これはすでに当局は御存じのはずであります。これらの点についてはたして今後いかなる取締りができるかということをお伺いしたい。

なおもう一つ伺いたいのは、今の種苗法によると取締りの面で、善意の点はほとんど罰則がない。しつかりやつたのとうっかりやつたのでは、字は一字の違いですが、実際にはたいへんな違いです。出す方はうっかり種を出したとしても、買った方はうっかりでは済まない。このことは自分の地元のことでも、特産課長の方にお願ひに行きまして、十分に善処していただきまして、私がこれから申し上げる事例は解決はしておりますが、ただ僅か二斗の大根の種が間違つたために、その農家は百五十万円の損害をこうむつたという事実があるのであります。ところが調べてみますと、これは種屋さんは善意をもつてしつかりやになつたけれども、うっかりしておつた。このうっかりに對して今後いかなる対策を講ずるつもりであるか。いかなる取締りをされるか。この種の問題については、全国——全国とは言いませんけれども、相当多数の種苗業者が非常にインチキをやつておる。これにつきましては確固たる取締りの方針が立たないと、私はたいへんなことだと思ふのです。これにつきましてはいかなる対策を持つておいでになるか、これをひとつ伺いたいと思ひます。

○農田政府委員 御承知の通り農産種苗法は昨年六月からやつていような状態でありまして、まだ法令の趣旨

が必ずしも種苗業者なりあるいはまた種苗を購入する農家に徹底しておらないと思ひます。従ひまして私どももたいしては、どうしてもこの法令の趣旨を今後ますます徹底せしめる、取扱い種苗業者の面と、一方購入する農家の面においても、この趣旨が完全に徹底するように、すべてのものが協力をして行くというふうな態勢をとつて参りたいと思つております。それで取締りの面でございますが、先ほど申しましたように、昨年の六月から実施しておるのでございまして、急速にこれを処分するということは、私どももたいしては一応差控をしまして、悪質なものについては——これは四件ほどございまして、今後違反のないようにというのを警告をいたしておりますが、この趣旨を十分徹底して行きたい。そうして今後悪質なものが出て来るような場合には、登録の取消しであるとか、そういうようなことによつて、嚴重処分をして参りたい、それによつて是正をして参りたいと考えております。

○河野(謙)委員 今の農政局長のお話は、心構えとしてははなはだりつぱでございまして。しかしそうおつしやることは今までのことであつて、そういう心構えをもつて過去においてやられた結果が、現在のこの種苗界の問題になつておるのでありますから、この過去の事情、現在の状況に徴して、私は次の段階への対策、さらに新しい心構えがなくてはならないと思ふのであります。たとえば具体的に申しますと、今私が申したような事例が起つたときには、種苗法の第何條によつてどういふ

ことをする、それによつて悪を根絶する御意思があるかどうかということでありまして。

それから昨年における種苗法設定法の面積と種苗法が設定されました後に、おける面積が吸い上げられたところの種の比率はどうなつてゐるかというところをお伺いしたいのです。おそらく私の感じでは、ほとんど半分、もしくはそれ以上のものが、やみの油となり、やみの肥料になつておると思ふ。田畑は主要作物の作付面積で縛りあげられておる。こういうきゆうくつな面が一方においてあるかと思ふと、一方において種苗業者がとるところの種苗法のわくというものは非常に簡単にとられ、しかもそのとれたわくから收穫したところの種は、一種屋さんのやみの油の材料であつた。やみの肥料の材料であつた。今までこういうことが行われて来た面があるのですが、これについて徹底的な対策があるかどうかというところについて伺ひたいのです。今の心構えだけでは私は満足できません。

○農田政府委員 種苗法設定の面積、それから吸い上げたところのものがどういふふうな実際に利用されておるかという数字につきましては、これは徳安特産課長から御説明いたされたことを考へております。種苗法には登録の取消し、あるいはまた罰則の規定というものがございまして、私も登録の取消しによる行政処分、あるいはまた司法処分としての罰則というものでやつて参りたいと思つておるわけでありまして、しかしながら根本は種苗というものは、種苗業者の信用というものが非常に重大な要素をなすのでありまして、

一旦種苗業者がその信用を失墜いたしますと、農家は再びその種苗業者からは買わないというふうなこともあるわけでありまして。従つてそういうふうな点で私もたいしては、行政処分、あるいは司法処分と併行いたしまして、悪質なものについてはこれを公表することによつて、購入農家の注意を喚起するといふ手段を講ずることは、これは最も大きな痛手ともなり、また反省を促す強い手段になるだらうと思つております。従つて今後そういうふうなものが出て参ります場合には、私どももたいしては、先ほど申しましたようなそれらの手段を講じまして、嚴重にやつて参りたいと思つております。

○徳安説明員 ただいま河野委員からの御質問の種の搾油問題につきまして、一応御説明申し上げます。その前にまず採取面積の問題でございますが、これは私の方で肥料の割当てをいたします場合に、一応年間を通じて二万五、六千歩の採取面積を認めておるのでありますが、この種子につきましては現在統制がありまので、全体としての数量がどれだけになるかということとはつきりわかりませんが、たとえば大根について申しますならば、大根現在採取量は全国で見まして、千石ないし千二百石というのが大体の数量ではないかと思ひます。特に搾油問題については、結局大根の問題になるかと思ひますが、終戦後におきましては、戦時中から蔬菜種苗の品質が非常に劣悪化したしまして、それと一方におきましては油脂事情が非常にきゆうくつ

であつたというために、終戦後一昨年ごろまでは相当油に搾られた部分があつたと思ひます。しかしながら昨年あたりからは品質も相当改善されておるし、需給のバランスも大体とれておりますので、品質として価値のないものが若干搾油されておりますが、現在におきましては一応優良品種とされておりますものについては、そういうことはないと考へております。

○河野(謙)委員 最後に希望を申し上げて質問を打ち切ります。ただいまここでただちに取締り規則をさらに強化するということを懲罰いたしまして、これはむりなことと思ひます。いづれにいたしまして、すでに私から喋々と申し上げるまでもなく、いろ／＼行われております不正事件というものは、すべてお耳に入つてゐるわけです。私は、ただ心構えだけでは、この問題は解決できないと思ひますので、特に強調したのでありますけれども、さらに一層この現行法によりまして、運用の面において、徹底的に現在行われております不正を排除する決心を、私はお願いしたいのであります。種苗業者が不正なことをすれば、信用がなくなるから、あとの商売ができなくなるとおつしやいますけれども、神奈川県の農家が宮城県から買つたり、千葉県から買つたり、とんでもないところから買つたのであつて、これらについては、事実上はなかなかそうはいかない。そのとき／＼の口先によつて農家はごまかされるのですから、種苗業者の認可そのものについて、もう少し慎重に、今度の法案では大分改善されておりますが、さらにより一層の慎重さをもつてやつてい

ただきたい。こういうことを私は希望
いたしまして、ひとまず質問を打ち切
ります。

○調査員 農業改良助長につきまして、最も重要な問題を一点だけ質問いたしたいと思います。それは根本的な問題にさかのぼりますが、日本の農業研究機関をながめ、また研究者の今日までのあり方をながめてみますと、どうも研究方法に大きな誤りがあるのではないかというのを、私は指摘せざるを得ないのであります。と申しますのは、外地のいろいろな方面の研究機関をつぶさに調査して参りますと、そこに大きなものを私は見出すのであります。すなわち研究の方法についても、たとえばスマートフォンにおきますところの有名なオイル・パールの研究機関でございしますが、このオイル・パールの研究機関に参りますと、最も優秀なる技術者が、たとえば核の研究に對しまして集中的に研究して、そうして十年ぐらゐの成果をあげて今日のオイル・パールの状態になつたということ、日本の専門の研究者が向うに参りまして初めてそれを発見し、なるほどこの研究方法はよいということ、多数の研究者が連懷しておりました。これは一つの例にすぎませんが、あるいはまたかつてのバイデンゾルグのあの研究所を見まして、研究所には必ず一つの焦点がある。ところが日本の今日までの研究機関をながめてみますと、いかにも焦点がない。しかも貧弱な経費をもつて膨大な数の研究機関を持っております。北海道から九州の果てまで、そのおの／＼の研究機関どれ一つをとりましても、完全なのは一つもあ

りません。わずかばかりの金をたくさん広げて使つても、ちつとも意味がありません。だから先ほど寺島君が言つたように、研究というものは一つの中心がなければならぬ。そのテーマのとり方によつて大きなマイナスが起る。従つてアメリカの研究というものは、さきのああいつた原子科学というような方向に中心が向けられてゐる。日本の研究はそうではない。だから私は、一歩突き進んで言えば、この日本のたぐさんの研究所というものを一手に集中して、思い切つた予算をもつて、そ

に一点申し上げておきたいことは、この同じ研究機関の中におきまして、相かわらず学閥というものが行われている。従つて優秀な研究員も、学校を出ないがためにその研究テーマを取上げない事実が現在あるのであります。町の研究所には大きな研究家がおりますが、ただ学校を出てないということ一つのために、りつばな研究所が利用できないということが、おそろくたくさんあると思いますので、そういう学閥の弊に対する問題も御答弁を願いたいと思います。

らが互いに試験研究のテーマを検討いたしました、できるだけ従来のように、各地方がてんでなことをいたしましたように、大きな問題に方向を集中いたしました、協力して仕事をして行くということに向けてつづきます。ただちにその突があがっておると言うわけには参りませんが、明年度からその気持で発足することを御了承願いたいと思います。

なお学園の問題がございましたが、その点につきましては、学園という問題は最近においてはすでにはほとんど解決

大きいと思います。ただ労働という現
われた面の研究だつたら、いわゆる学
者の遊戯にすぎなくなります。もつと
深く掘り下げて、原子力による土地改
良ということを考えなければならぬ。
そこにはおの／＼微生物学的な研究も
必要だという大きな問題も生れて来
ると思う。労働生産性の問題を研究する
という末端の問題でなく、そのもつと
奥深い点について御説明を願いたいと
思います。むりかもしれません。

○三宅説明員　ただいま労働生産性と
申し上げましたのは、これは労働生産

うして優秀な研究員に中心的に研究させるのが、最も効果的であると信じます。今日のように散発的にやつても何の成果も上つておりません。しかもこの研究機関の業務一覽表をながめてみましても、大体似たようなものばかりをやつておる。同じところをぐる／＼

○三宅説明員　ただいまの問題につ
きましてお答えいたします。(大臣か
ら答弁しろ)と呼ぶ者あり)一応私から
お答え申し上げますが、お説の通りで
ありまして、私どもただいまの調査員
のお説に全面的に賛成するものであり
ます。そういう気持ちで今度の整備統

消されていると思います。ただ民間の技術との関係において、なご今後の試験研究のあり方につきましては、できるだけ民間技術を十分取入れまして、いたずらにそれを排撃するという形にならぬように努力をするつもりであります。

性といふことを考えながら、土地の生産力とか、いろいろなことが集中して来る。労働生産性だけを対象にしておるものではありません。そのものを研究しながら集中的にやつているわけがあります。

○小笠原委員長　それでは文部省より

まわつておる。ちつとも焦点に達しません。だから日本の今日——農業改良局は戦後に生れたものでありますが、農業改良局の考え方は、一体今までと同じような考えでおるのか、それとも中心を置いて研究を進めて行くかという問題が一番大きいとぼくは思う。従

合に乗りかかったのであります。ただ何分にも、今おつしやる通り非常にたくさん、農業関係だけでも三百八十ぐらいの試験研究機関がございます。それを一気に整備統合することはなかく困難でございます。また御承知の通り、日本の気象状況、地勢等が

○**調査委員** 現在、私の言つたように一点に集中するより、な方向に向けておるとおつしやいましたが、具体的に一体どういう方向になつておりますか。

○**三宅説明員** 一点と申しますけれども、一府日本の農業の労働生産性の問題が一番大きく取上げられております。

小林君。

○小林(運)委員 私は農林大臣あるいは政務次官その他から、農業改良助長法に關して御質問しようと思つておりますが、逡糸局長等が見えておりますので、それに關連いたしましたしてお

いまだ、終戰以來今日まで各地の研究機關が悪いということから、最も簡單な安易な、市町村における指導農場というものをつくつて、あれに転嫁して實際を動かそうとしたあなた方の氣持は非常によかつた。ところがそれを一変して、ひつくり返して、今や日本

非常に多岐にわたつております関係上、農業の試験研究といたしましては、ある程度これが地域的な特徴を持つたものでなければならぬというようなことを考えまして、一応今度の明年から始めます案にいたしましたのであります。

す。労働生産性の問題に今のところ重点を向けております。従来はある程度品種の改良という点に重点が置かれておりましたが、今度はそうでなく、むしろ経営面を重視するという関係で、労働生産性を加味した試験研究に向つております。

政府におきましては国民生活の安定、向上等の重要問題を解決するために、試験研究費を文部省において相当多額に計上いたしまして、これらの試験研究の助成をやつておるようであります。

の研究機関は焦点がないのであります
が、われ／＼が世界に誇ろうとする農
業をつくらんとする場合、今のよう
な考え方は問題になりますので、特

なお試験研究を一点に集中するという問題につきましても、改良局の研究部におきましては、プロジェクト・リダーというものを置きまして、これ

○**調査委員** それはまことにけつこうでございます。労働の生産性ということをやるならば、当然そこに一番中心をなすのは、土地の生産力ということが

か、これらに關しまする手續等が非常
にあいまいでありまして、特に農業関
係の方に參つております關係等は、非
常にうやむやになつておる状態にあり

ますが、これらに對しまして文部省ではどういふふうによつておられますか。その手続等に間違いがないか、大休お話を願ひまして、さらに質問を申し上げたいと思ひます。

○中西説明員 だいたいの御質問にお答えを申し上げます。文部省におきましては、戦後科学技術研究振興がきわめて大事であるという立場から、いろいろ研究振興のことを具体的にやつて参りました。特に文部省がこれに関連を持ちました意味は、大学等研究機関が相当たくさんございまして、また研究者の数の相違多数ありますので、そういったことから文部省がこれに力を入れていることになつておるのであります。戦後すぐ研究の行政にわれわれも参画いたしました、今申しましたような観点と、並びに文部省は割合にニュートラルな立場であるという点と、それから研究はこれからは総合的に行われる、つまり農業の問題にしまして、これには化学も必要だし、物理も必要だし、工業も必要だし、いろいろな点がありますので、これらのことを総合的に、そういう意味からすれば、文部省で相当幅広くおこなうことが適當だろうという観点から、文部省で相當の規模で毎年行われるようになった次第であります。ただいまお話の試験研究費でありますか、これはその前に學術的と申しますか、基礎的な研究をやる科学研究費というのがございまして、これは大抵大学の研究費であります。主として大学の研究費が非常に貧困でありますときに、經常的な予算を急速には増せないという現状にかんがみまして、重点的

に基礎研究をやつていただくという意味で科学研究費がございまして。しかし基礎的な研究ができました、それが応用に移り、生産に移つて、初めて国民の方に影響するわけでありまして、その旨を考へまして、その次に考えますのがいわゆる試験研究費でございます。これは必ずしも大学に限らないで、一般に重要な研究問題につきまして総合的に判断されて、研究費が交付されるという性格を持つておりますので、試験研究費の対象は大学、民間を問わず、重要な研究課題を中心に考へております。しかし文部省の研究費である限り、いわゆる応用と申しまして、やはり応用の基礎的な半面に限られるのであります。生産に近い方はやはり農林省とか通産省とかの責任範囲になつておるのであります。文部省の研究費におきましては、応用と申しまして、その応用の基礎に大体限る範囲におおせわしております。以上が試験研究費の要旨であります。

さて今の手続の問題であります。さういつたふうに大学とかあるいは研究機関とかいうことに限りませんために、これを広く周知方をはかつておるのであります。たとえて申しますと、大学の研究機関はもちろんであります。民間に至るおま法人組織の研究機関、さういつた機関には御案内を差上げております。それからできるだけ周知方をはかつておまして、広く研究の御希望をつつております。さうした上で今度は総合的に審査会を行ひまして、そこでいろいろ問題が判断されるのであります。その審査会もまた大学の人ばかりでなく、農林当

局、あるいは民間の有識者によつて組織された配分委員会におきましてそのことが行われております。またその配分委員会をオーソライズするため、學術會議の方から審査員が推薦されるという形式をとつております。

○小林(運)委員 だいたいの御説明で大体わかりましたが、大学その他研究機関等に広くこのことを話をして、研究者を集めて、さらにそれに対してこの研究がいかうかどうかという点について、學術會議等にも諮問をするというようなお話でございしましたが、ここに私は一つの問題といたしまして、これは昨年からもあつたやうであります。が、本年さういふやうな呼びかけに對して、ある試験研究者からこの研究費の助成を申請したところが、すでに昨年の一つの研究の班があつて、その班の中に入つていない者にはこの試験研究費を交付しないというやうなことを言つてゐるやうであります。さういふことであれば、もうすでに昨年やつた人以外のは、どんな研究があつてもこれは取上げられないというやうな実情にあるやうであります。さういふ点についてはどんなふうにお考へになりますか。

○中西説明員 だいたいの御話、私は具体的に存じておりませんから、多少行き違ひがあつたかと存じますけれども、たとえば二十五年度の募集のこととも関連してお話申し上げますが、これは昨年の秋のころから周知方をはかりまして、今年の一月十五日締切りで、一応の締切りを終りました。二十五年年度はさういふふうにして行われつつあるのであります。今お話のよう

に、たとえば二十四年度で一つの研究班があつて、その同じものでやつており、二十五年度もそれが引續いて行われるだらうし、ほかの人は加わり得ないというところは全然ないのであります。これは今申しましたやうに、研究機関の責任者をもつて出された関係もありませんが、同時にたとい民間の一個人といへども、これを出し得る権利もあるのであります。われわれは受付けておるのでありますけれども、またこの審査を公平にするために、締切りは厳守されております。従つて今お話のやうに、直接一月十五日までにお持ち願へば、十分権利も保有され、当然審査に加わり得るといふ次第であつたと存じます。

○小林(運)委員 大体わかりました。が、一月十五日の締切りに對して、その前に持つて行つたところが、その関係の班の班長の方へ行けというやうな話であつた。班長の方へ持つて行つたところが、昨年の研究班があつて、その班に入つていない者はわれわれは知らぬというやうなことで、とうとうその持つて行つた人は持ち帰つて、その期日に間に合はなかつたというやうな話ですが、さういふものに対しては、後でも事情がわかれば、そのメンバーに入れていただけるのでしようか。

○中西説明員 手続の問題につきましても、それは可能でありまして、たとえば研究者が怠慢であるとかという意受付けておりません。しかし事務的の間違ひとか途中の間違ひにつきましても、それは比較的公平によつておるつもりであります。その機会はございまして、ただ、だいたいまおつしやつたやうに研究班ができておつて、班長の個人の意思で入れる、入れないということはきめ得ないのであります。これは審査会において公平にその問題は取扱われる。たとえば昨年行われた研究班の実績よりも、新しい個人の研究がよいときには、むしろその方が取上げられて、前のが取消されるということも多々あります。従ひまして、今の事情はさういつた事情ですから、もう一度お持ち願へば、その間の事情をよくお聞きして善処し得るかと思ひます。

○小林(運)委員 文部省の方に対する質問はこの程度にいたしまして、私は改良助長法について、大臣あるいは次官その他の関係の方に十分御質疑を申し上げたいと思ひますが、おられませんか。とに譲りたいと思ひます。

○大森委員 私は農林大臣が御出席ならば、農林大臣にお伺ひしたいのでありますけれども、その係の方のお考えだけを承つておいて、あらためて農林大臣に承りたいと思ひるのであります。

実は農業の中には畜産というものがあつてあります。そこでこの畜産に對しまして、私が常に考へておる問題を申し上げて、御答弁を聞きたいと思ひます。それはどういふことかと申しますと、大抵畜産というものが、農業の中にあつてこれを従に扱われておるが、畜産は相當大きな役割を持つておると思ひます。日本の水産はすでに片としてきてゐる。しかしながら水産より以上の畜産というものは農村にとつて大

きな使命を果し、また国家的に考えても大きなものであると考えておるのではありません。そこで詳しく申し上げても、事務屋の方でありますから、しつかりした答弁ができないと思ひますから簡単にしておきます。あとで農林大臣に開きますが、こういう点を考えてこれは主にすべきであるか、従にすべきであるか、事務屋はどう考えておられるか承りたい。

○小笠原委員長 大森君に御相談申し上げますが、畜産問題は大きい問題だが、大臣も政務次官も畜産局長もおられませんか、とりまとして大臣の御出席のときにお願ひいたします。

小林君、畜産局長が参りましたから簡単にどうぞ。

○小林(連)委員 私は先ほど申し上げましたように、改良助長法の第一條の二に、「この法律は、蚕糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。」という事になつておりますが、昭和二十三年の当時と現在とは、各般の事情が非常にかわつております。特に蚕糸業の試験研究並びに改良普及に關しましては、政府もいろいろ施策をやつておるようでありましたが、その一つとして、養蚕指導員の身分の保障等につきましては、われわれが期待しておつたことが行われていない。本年度の予算において、たつた六百万円というような費用しか計上しておらないというやうな実情でございますが、かような問題について、関係当局ではこの問題をこの法律から除外して、どのくらいの決意を持つてこの試験研究並びに普及事業に携わるのかという事の、根本的な考え方をま

ず第一にお伺ひしたいと思ひます。

○最上政府委員 農業改良助長法から蚕糸関係が除外されておりますことは、ただいま小林委員の申された通りでございますが、これは蚕糸業の持つ特殊性からいたしまして、別途の方法で行くことが適当だということで、除外されたものと思ひます。なおこの点につきましては、蚕糸業につきましても、この技術指導の点につきまして、さらに一段と強化をしなければならぬと考えているのでございすが、本年度はとりあへず技術の指導強化費といひまして六百万円程度の予算を新規に要求いたしてございすが、本年が、この点につきましては将来ともこの種の技術の指導強化費を大いに増額いたしまして、その末端に對する技術改良の浸透を期したい、かように考えている次第でございます。

○小林(連)委員 私の申し上げましたように、たつた六百万円でやつて行くのだ、これでもちろん満足はされておられません、そうすれば現在の養蚕の指導員の身分の問題というやうなことに、つては、何かほかにお考えがあるかどうか、この六百万円ではかたがたないのだというお考えであるかどうか。技術員は実際第一線に立つて蚕糸業の普及改善をやつておる。こういう人に対して、たつた六百万円である。従つて食うためにはいろいろなことを考へるといふやうなことからいへば、弊害も起つて参ります。こういう問題は政府において十分考へて、実際にやつて行けるやうなことを考へなければならぬと思ひますが、そういう問題について具体的なお考えがあるかどうか。

○最上政府委員 技術員の身分の安定の問題は、蚕糸業の技術改良普及上、最も大きい問題でありますことは、申すまでもないところでございすが、本年度の予算が六百万円で、非常に少額であることは、私も十分これを承知いたしてはいるのでありますが、将来はこの種の経費をさらに大いに増額するとともに、この政府の施策と相呼応して、地方におきましても相當の助成等の施設を講じて身分の安定に資したい、かように考えている次第であります。

○小林(連)委員 この養蚕技術員の問題は、この程度ではわれわれは納得できませんが、これ以上押し問答をいたしてもしかたがないと思ひますので、このくらいにとどめまして、本年度の蚕糸局の予算を見ましても、新しく改良課等を新設いたしまして、蚕糸業の改良にいろいろの施策を講じているやうであります、その中に、この予算を見ますと養蚕の方の改良等については相當の経費を見積つておりますが、製糸の研究ではほとんど顧みられていない、これは一体どういふわけでしょうか、うふうふになりまして、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○最上政府委員 蚕糸業に關します試験研究費用の中で、製糸の部面に關します予算が非常に少いことは、ただいま御指摘の通りでございまして、この点につきましては、現在当面しておりますやうな問題、ことに自動操糸機の問題でありますとか、あるいはコーン巻の問題でありますとか、そういう製糸の過程において保護助長すべき問題もありませんので、そういう点については見返り資金その他の資金を充當いたしまして、これを助長するやうな方針で目下協議中でございすが、なお将来の方針として、製糸方面におきます試験研究費の充実に對しては、将来の予算におきまして十分その実現に努力したい。かように考えておる次第であります。

○小林(連)委員 大体わかりました、さらに蚕糸業は現在非常な危機に直面をしております、これらの問題について、見返り資金その他の方法も考へておるやうであります、本年の十月には、アメリカにおいて蚕糸業の宣伝とか、その他格付の會議であるとか、その他いろいろ政府において企画されておるといふふうに聞いておりますが、これらの問題については、われわれもいろいろ意見はありますが、時間もないので、今日は簡単にいたしておきますが、当局においては、これらについては十分に目的を達せられるやう、慎重な態度をもつてやつていただきたいことをお願いいたしまして、一応打ち切ります。

○小笠原委員長 この際井上委員より発言を求められております。これを許します。

○井上(重)委員 時間もありませんが、簡単に特に食糧長官に質問をしたのですが、食糧長官は見えておりませんから、食糧部長でかつこうでございします。政府は最近いゝ類の買上げをきめまして、近く各府県知事會議を開いてこの割当を決定するといふふう聞いておりますが、今年のいゝ類の買

上げは、御存じの通り法律的な基礎によつてこれをどう処置しようとするのか。それからその次はその買上げますところの買数と申しますか、一体どれだけの買上げを予定しておるか、それからその場合買上げ価格はどのやうな算定によつて買上げようとするか、この三つについてお答えを願ひたい。

○須賀説明員 ただいまのお尋ねに對しましてお答えいたします。初めに買入れの買数であります、これは先般来いゝ類の買上げにつきましていろいろと折衝をいたしました結果、米換算のトン数にいたしまして、四十万トンの買入れをいたすことに相なつたのであります。これをかんしよとばれいしよの生産量の関係、また実際に總合用に消費をいたして参ります関係等を考慮いたしまして、かんしよにつきましては、買数で二億七千万貫の買入れをいたす予定にいたしております。それからばれいしよは一億三千万貫の買入れを予定いたしております。これはいゝ類の買数でございますが、いゝ類の買入で合計四億の買入れを予定いたしているのでございます。全国平均の大きさの買当といひましては、かんしよ、ばれいしよともに二十四年度に比しまして実際に政府が買入れましたものの大体半分程度になつております。

この割当の方法でございますが、これは近く各府県と相談いたしまして、各府県別の買入れ予定数量を決定いたしたいと思ひておるものであります。先般から私どもの方でその数字的な作業をいたしておきまして、各府県からの買入れ希望の数字でありますとか、今年の

作付、また品種等の転換の見込みでありますとか、それらの材料をとりましまして、現在数字的な整理をいたしているのではありません。近く府県別に交渉いたしたいと考えております。その割当は、現在の考え方といたしましては、これだけ買入れるという数字だけを府県、市町村、各農家の段階に指示いたすというふうに考えておまして、食糧法による生産割当はいたさないという考え方をいたしております。従いまして、保有の計算等もいかにしてはいたさないわけでありまして、買入れる数字だけを下の方へおろして参る、こういう思想で、近く食糧法改正の審議もお願ひをするような段取りにいたしているのではありません。ただそれと関連いたしまして、今年のかんしよにつきましたは、約束をいたしました数量は政府において責任をもつて買入れるということの保障されることが、農家の側といたしまして非常に重要なことであると考へますので、従来の行き方からいたしますとむしろ逆でございますが、政府で買入責任は食糧法の建前からものはつきりいたしたいというふうに考へておるのであります。

それからお尋ねの第三点は価格の問題でございますが、どの程度の価格で買入かということが、今年のいもの買入をいたしますについての非常に重大な問題でございます。先般来政府部内、いわゆる部課長方面とも、いろいろな材料に基きまして、農林省といたしましては検討いたしているのでございます。いずれにいたしましても、今年の秋の米価等との関連も持つて参る問題でございます。今日何月何日

で買入れるというところまで、はつきり確定いたすということは困難であらうかと思つております。しかしながら算定の方法なり、大体の輪郭と申しますか、農家の側といたしましては、一つの見当をつけ得る程度に価格も固めたいと考へまして、目下極力やつておるのでございますが、一応先般来今年のかんしよの買入れにつきまして、関係方面と交渉いたして参りました経過から見ますと、かんしよの価格のきめ方につきましては、昨年あたりまで大体米価との割合を見てきめておるのでございまして、今年もその対米価比をとつてきめて参るといふ考え方を中心にしてやつて参りたいと思つておるのでございます。ただ昨年度では早割りにつきまして、特別早割りの奨励金を出しておつたのでございまして、今年は一応対米価比で出しました価格を一つのベースに置きまして、そのベースを基礎といたしまして月別のものを基として行つて、具体的に申し上げますと、昨年度は対米価で出しまして、価格が一俵二百円ということにきまつておつたのでございまして、その二百円に對しまして、昨年はさらに早割りの奨励金、また超過供出の奨励金というふうなものがついて参つたのであります。ところが、今年の考へ方は、二百円がかりにベースになりますと、九月は早割りのシーズンでありますから、九月には引上げる。また遅出しというふうな時期でありまして、費用がかかるというふうな時期になりますと、その時期にも引上げて参る。その引上げた分は、十月、十一月の最盛期の価格がその割合で下るといふような考へ方になつて

おりまして、出荷されましたところの各月別のものの加除平均をいたしまして、たものが、対米価比で出しました基準の価格とほぼ一致するよう計算をいたしたいというふうな、先般来からの話し合いがなつておるのであります。ただ先般も申し上げましたように、いざにいたしまして、この秋を予想いたしまして、今日具体的な価格を確定いたすことが非常に困難でありまして、農林省といたしましては、事前割当の時期を差控えておりますので、少くとも大体の輪郭だけを急速に明らかにできるように、目下交渉をいたしておるのでございます。

○井上(農)委員 非常に大事な点が抜けておられますが、一つは法的基礎であります。法的基礎は、いも類は御承知の通り、食糧法並びに食糧法によつて扱われておるのであります。それを食糧法だけを一部改正をいたしまして、いも類買上げの規定を改正しようという腹らしいです。従つて食糧法の改正はしないというふうな考へ方らしいのですが、これは非常な間違いであらうと思ひます。御承知の通り、農業計画にはいも類というふうなものが総合計画の中に入つておるのであります。従つてこれは作付割当がどうなるかというところは、農業経営の上の重大な因子をなしておるのであります。しかるに買上げだけを一方的に政府がきめて、つくろつてくるまいとそれはかつてだというふうな、食糧法の処置は全然議ぜられないということはないか。これは非常に一方的なやり方ではないか。そういう法的違反をあえて政府が行ふ必要はどこにあるのか。また

實際その価格の算定におきましても、今お話を承りまして、今からまだはつきりというところは具体的なきめられ得ないという事務当局の苦衷はわかります。しかしこれが實際作付をする農家及び各県当局におきましては、御承知の通り何ばに買われるかわからぬというふうな状態では、實際不安でしようがないのです。だから従来やつております対米価において算定するならば、そうして超過供出奨励金なり早割り奨励金なりを合算したもので大体適当に処置する、こうはつきり言明をしてやる必要があるかと思つております。従つて私は中央農業調整審議会の申入れに對してもお答えをいたしておるのであります。この場合においても、はつきり責任の所在なり法的基礎なりを明確にするということが期待されておるわけですから、従つてすでに知事會議も近く開いて、買上げの割当を下部におろそうとしておる今日の段階において、法的な基礎が明確でない、それからいま一つは価格においても明確にされてないというこの二つの点が、これが最も問題となるわけですから、この際政府は、少くともいも類の買上げを食糧法の改正だけによつてやろうというのではなしに、食糧法をどうするんだ、食糧法も農林省の生産計画の重大な骨格をなす法律でありますから、この法律の関係を一体どう考へるか、その点を明らかにしていただきたとい。それから対米価の比率によつてきめるといふことが言明がでないかどううか、これが明らかにならなければ、何か法的な規定をしておかなければ、あぶなくて政府にまかしておけない。政

府の一方的な都合によつて、時の情勢によつていもを買入れたのでは、農民がたまつたものではなない。これは食糧法によつてどうせはすすのでしよう。そういうことになりますれば、政府の一方的な力で買上げるのですから、これはたいへんなんです。だから政府が今日米価に比例して価格をきめるといふことが言明できなければ、われわれ農林委員会としては、少くとも食糧法の一部を改正して、いも類の買上げは対米価によるということの規定ですか、はつきりしてください。

○須賀説明員 ただいまの食糧法との関係であります。これは国会の御審議を十分仰がなければならぬ問題であります。けれども、政府原案といたしましては、食糧法の改正と同時に食糧法からいも類はす考へ方現在進めておられます。従つて二十五年産のいもにつきましては、事前割当は食糧法によつていたさない方針であります。それからいも類の価格の点でございますが、これは御注意を受けるまでもなく、事前割当までは少くとも考へ方だけははつきりいたさなければならぬわけでありまして、目下そのつもりで極力やつておるわけでありまして、○井上(農)委員 最後に一点、そうすると各県の割当をいたしますまでに、価格の面は明確に政府は決定をして、割当をするつもりでありますか。何ほにするといふことは別です。少くとも今私が申しました、従来政府がやつておりました対米価によつて大体いも類の価格はきめる、こういう一つの明らかな線を出して割当をされるかどうか、

この点を明らかにしていただきたい。

○須賀説明員 その点は関係方面と連絡をいたしまして、ただいま井上委員長からお話のありましたような形で進行するようにいたしたいと思ひます。

○小平(忠)委員 ただいま食糧部長の説明によりますと、かんしよ二億七千万貫、ばれいしよ一億三千万貫を買上げますというのを言明されたのでありますが、このことは去る知事会議の決定とは違ふのです。すでに文書等にもよつて明らかになつておる事項は、かんしよ二億七千万貫以内、ばれいしよ一億三千万貫以内でありまして、この以内のことと非常によつたとした線なのです。このことが非常に全国の農耕作農民に大きな衝撃を與へてゐるわけですから、さういふようなばやけた数で行くならば、生産意欲の減退どころか、価格面とも関連いたしまして、本年度のいも類生産に重大な支障を來す。食糧部長は今以内という言葉をばれいしよ、いも類全体で四億万貫買上げるといふ言明は、責任あるお言葉か、それとも、以內であつて、今後の見通し等によつてそれを變更するのであるか、これは重要な問題です。この点については、いづれ私は大臣なり食糧庁長官なりにお伺ひいたしまして、明らかにしたいと思つておりますが、その点食糧部長の本日の見解を伺つておきたい。

○須賀説明員 これは私どもといたしまして、予算的な面その他からいたしまして、四億を買ひ入れる目算のもとに仕事をいたしておるわけでありまして、本日の判当は、御承知のように従来の食糧法に基く米、麦類判当等と異なしまして、政府に供出することと義務づけをする意味合いにおいての判当でございませぬので、場合によりましては、判当を受けても政府には売らないというふうな事態も発生することと予想せられると思つてございまして、従ひまして、二億七千万貫が完全に耳をそろえて政府に入るというわけでもございませぬので、一応以內という数字の表現をいたしておるのでございしますが、私どもといたしましては、判当の際には一億七千万と一億三千万を買ひ入れるという意味で判当をいたしたわけでありませぬ。

○河野(謙)委員 いもの問題につきまして、過日の本委員会、食糧局長官に私がお尋ねした当時の御答弁と、今の食糧部長の答弁と食い違ひがありますから、重ねて念のためにお伺ひいたします。

私が過日質問したのは、今度の四億万貫のいもは、農家保護の意味において、たとえばいもの価格保持のため、そこをねらつて、この四億万貫を買ひ入れ、総合配給の中に四億万貫、また日数にして十六日程度のいもを入れたければ二合七勺の配給が足りないから、量の上において不足分を補う意図をお尋ねをしたときに、それはどちらもお尋ねをしたときに、それはどちらも両方とも意味がある、こういう御答弁だつた。重ねて、それならば十六日分、四億万貫のいもというものは、二合七勺を配給する前提になつておるのであるから、絶対に政府は四億万貫というものは、計画に入れておる以上は強制的に買ひ上げなければいけないだらう、ところが従来聞いてゐるよう

に、また本日の食糧部長の御答弁によりますと、一応政府は四億万貫を判当する、また政府はそれだけのものを買ひ義務は持つ、しかし農家の方ではそれを出す、出さないは自由だといふふうに私は受取れたのです。さうしますと先日の食糧局長の御答弁とは違ひます。食糧局長の御答弁は、さういふ四億万貫買ひ入れの、もし農家が将来四億万貫出さないというやうなときには、強制的な措置もとらざるを得ないかもしれない。それは将来また考えなければいかぬかもしれない、こういうことで、どこまでも四億万貫という数字をはつきり計画の中にに入れておられるのでありますから、そのところは今日のお話と違ひでありまして、重ねてお尋ねしますが、四億万貫というものはこれは判当であつて、政府の買ひ取ることを義務づけられたものだ、しかし農家は出す、出さないといふことはかつてだといふ御答弁なのか、それとも一応さういふことで行くけれども、四億万貫が出せない場合には出せるようにまた政府が取上げるといふやうな、強制的な措置をとるといふやうな先日の食糧局長のお話か、ほんとうなのか、そこをひとつお伺ひしたい。

○須賀説明員 長官のお話と私の答弁とあるいは食い違つてゐるやうなふうに御理解されたかと思ひますが、ことしの食糧の需給推算からいたしまして、四十万トンのいもを計上いたさなければ絶対に需給の操作がつかないといふことは、ちよつと、申し上げられないと思つてございします。それは輸入の関係その他から見ましても、いも

四十万トンを組み込まなければ配欠を起すといふやうな状態になるといふやうな意味合いにおいて、絶対に四十万トンが必要であるといふことは言えないと思つてございします。ただ、いもを四十万トン計上いたしまして、需給操作をやつて参るといふ建前をとります以上は、やはり私どもといたしましては、府県別の計画その他を組み上げて行きます関係もあつたし、また実際の食うものいろいろな判りふりの仕方等から考へまして、それは実行上の数字としてそれだけのものを計上して参りたいという気持ちで考へてゐるわけにございします。判当をいたしたものは、買へても買へなくてもよいといふやうな、きわめて大ざつばな考へでやつてゐるわけでは決してございしません。やはり判当をする以上はそれだけのものは確保して参りたいという考へ方です。ただ突発問題といたしまして、かんしよにばれいしよにいたしまして、ことしのばれいしよにいたしまして、一般の市価がどういふやうな建値になつて参りますかといふやうなことも、まだわかりませんこととでございします。またことしの秋の米の作柄等も現在から予想いたすこともできないわけにございします。それらのいろいろの要素を織り混せて考へてみますと、場合によりましては、まだいものウェートを、相当高く見なければならぬといふやうな事態も、全然想像されないうやうな事態も、ないでございします。さういふ場合のことも考慮に入れて、長官からは御答弁になつたものと考へてゐるのでございします。今回の建前は、かりに出さない場合におきまして、農家が従来の米麦と同様

の法的な責任の追求を受けるというやうな建前にはなつておらないのであります。その意味合いにおいては強制力がないのでございしますが、建前といたしましては、私の方といたしまして四十万トンのいもは確保したいといふ気持ちでやつております。

○河野(謙)委員 気持の点はよくわかりましたが、私は決して部長と長官の御意見が違ふから、これを追求しようというのじやない。ただこの際、四億万貫のものを政府は判当すると同時に、強制力まで持たして必ずとるといふのか、それとも一応の判当であつて、農家の気持によつて出しても出さなくてもよいといふのか、そこをはつきりしてまいらんと、農家は困る。であるから、その点ははつきりしてまいりたいと言ひだけであつて、決して食ひ違ひを云々するのではない。今、御答弁を伺つておられますと、まだその点が非常にばやけてゐるのですが、もう少しはつきりしてもらいたい。四億万貫判当したものを、今後の食糧事情の推移によつて、もし出ないやうな場合には何かの法的措置をとつても四億万貫とるといふのか。それとも食糧事情の推移のいかんにかかわらず、本年のいもの一応の判当であつて、あと出す出さぬは農家の自由意思だといふのか、そこをはつきりしてもらいたい。これだけありますから、他意あつて質問してゐるのではございませぬから、素直な気持ちで御答弁願ひたい。

○須賀説明員 その点は率直に申し上げますと、強制的に買ひ上げるといふ気持ではございませぬ。もし秋の情勢によりまして、農家が他の方面にお売り

になつた方が有利であるということであ
れば、他の方にお売りになつてもさ
しつかえない。これはりくつの上では
さように考えております。ただ長官か
ら、場合によつては強制的にというこ
とを申し上げておりますのは、またた
とえば氣象方面の情報でありますと
か、いろ／＼な方面から、ことしの秋
の状況について、数年前と同じよう
な頭ばかりで考えて行くわけにも行
くまいというような点もありますので、
万が一の場合を考えて申し上げてお
ります。

○小笠原委員長 この問題は次会に、
一本で行けるかあるいは一本で行け
ないのか、その事情を明確に当委員会
に答弁することにしておいたらいかが
ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○小笠原委員長 それではそういうこ
とにいたします。

この際公共事業小委員会設置の件に
ついてお諮りいたします。土地改良、
災害復旧事業等は、わが国の農村の現
状よりいたしまして、急務中の急務で
あると考えられますので、これにつき
ましては、農林関係の公共事業に関す
る調査のために、小委員会を設置いた
したいと思いますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それでは設置することに決しまし
た。

なお小委員及び小委員長は、先例に
よりまして委員長において指名するこ
とに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それでは

青木 正君 足立 篤郎君

安部 俊吾君 寺島隆太郎君

原田 雪松君 松浦 東介君

足鹿 覺君 小林 運美君

山口 武秀君 小平 忠君

以上の方々を小委員に指名いたしま
す。なお小委員長には松浦東介君を指
名いたします。

本日はこの程度にとどめまして、次
会は公報をもつてお知らせすることに
いたします。

これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和二十五年三月十三日印刷

昭和二十五年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁